

青森市交流・体験型遊びの環境創出モデル事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問に対する回答

No	質 問 事 項	回 答
1	事業目的の中に「本事業は、幼児から小学生までを対象に外遊びを基本とし」とありますが、乳児や中高生以上を対象に入れていない理由を明確にお答えください。	本事業は、市が実施したアンケート調査において、未就学児や小学生の子どもを持つ保護者から、子どもが冬期間遊べる場所や子どもの活動機会の充実を求める声が多数あったことから、遊びを通して創造性や主体性を育んでいただくため、試行的な事業として実施するものであり、また、遊びの内容によって、年代による差異（主に体力的な差異）による利用者及び運営上の支障の可能性を考慮し、対象を幼児から小学生までとしています。
2	もし開催したときに乳児や中学生以上が遊びに来た場合は、私たちとして排除できないと思うのですが、どのように対応すべきと考えていますか？	乳児や中学生以上の参加を排除しないということでもよいですが、幼児から小学生までの子どもの遊びに安全管理等の上で支障がでないよう配慮してください。
3	予算を使える項目について 補助対象経費、補助対象外経費はあるか？	本事業は業務委託事業であり、補助事業ではありません。 また、必要経費については、事業目的において「交流・体験型の遊び場を一時的に設置するもの」としており、保管のための小屋、トイレ、手洗い場等を必要とする場合においては、レンタル等による仮設のものを想定しています。
4	400 万程の予算とありますが、設備投資の経費をあげる事は可能か？ (例：遊び道具を保管する小屋、トイレ、手洗い場、駐車場確保の為の除雪費用 等)	なお、事業実施に必要となる除雪費用は可能です。
5	冬期間、雲谷での開催となっていますが、合浦公園やわくわく広場等で、遊べる場所や駐車場を確保し、トイレも使えるようにするのは不可能か？ ちなみに、弘前のりんご公園は、冬でも遊べる様に駐車場も確保されて、タイヤチューブで滑るスロープも作られていて、無料で遊べるよう	冬期間、合浦公園やわくわく広場等では除雪は行われていません。またトイレも冬期間は施錠し使用できません。現状の管理実態を前提としたご提案をお願いします。

	になっていました。 （個人的感想として…雲谷まで行けない人もいると思うので、もう少し行きやすい場所だと有り難いと思いました）	
6	実施予定の以下3会場（合浦公園・野木和公園・モヤヒルズ）において、想定使用エリアや使用時間帯、利用上の制限事項（電源・水道の使用可否、火気の取り扱い制限、搬入車両の乗入れ可否など）について事前に把握しておくべき点があれば教えてください。	各施設の管理については、青森市観光レクリエーション振興施設条例、青森市都市公園条例等に基づいて管理を行っています。関連法令等をご確認ください。なお参考として、合浦公園・野木和公園については以下のとおりです。 ・直火は禁止、公園施設を汚損してはならない。（汚損した場合は利用者が復旧する。） ・原則、使用エリア、使用時間の制限は掛からないが、他の利用者や許可申請状況、近隣への対応などで、制限がかかる可能性がある。
7	市有施設以外の会場を提案する場合、受入れ可能な施設の例や留意事項（例えば学校敷地・民間施設の活用可能性など）があれば教えてください。	市有施設以外の受入可能な施設の例等は把握しておりません。
8	工具（カッター、金づち等）や水を使用するような遊びも想定しています。危険物の使用に際し、保護者の同意書取得や別途マニュアル化などを求められる運用上のルールがあればご教示ください。	危険物の使用に関しては、参加者に注意事項を伝え、書面等で同意していただくことを想定していますが、詳細は提案内容を踏まえ、受託候補者選定後に、市と受託者が協議して決定します。
9	チラシの納品先（市の庁舎、地域施設等）や納品希望日について、実施時期から逆算してどの程度前を想定すればよいか、ご指示があればお知らせください。	仕様書のとおり配布は基本的に市が行うため、納品先は市の担当課、納品希望日は各実施時期から逆算して2～3週間前を想定しています。具体的には、受託候補者選定後に、市と受託者が協議して決定します。

10	市が運用する SNS 等との連携（拡散投稿・リポストなど）は可能でしょうか。また、発信内容の事前確認や承認フローがある場合は、流れを教えてください。	連携は可能ですが、連携の内容は、提案内容を踏まえ、受託候補者選定後に市と受託者が協議して決定します。また、連携にあたり必要となる手続きは担当課が行います。
11	イベント賠償責任保険について、標準的な補償対象や想定している加入範囲（来場者・スタッフ・会場施設含む）について教えていただけますか。	最低限、業務の実施に際して、参加者の損害（ケガ・モノの保障）及び会場施設への損害に対応できる保険を想定しています。